

青森県報

号外第六十一号

平成十八年
六月二十三日
(金曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則二 二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……一

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……七

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則……………(同) ……七

人事委員会

人事委員会規則二 二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則二 二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(職員き章及び職員の証)」に改め、同条中「職員の証(第七号様式)をけい帯するとともに、職員き証(第八号様式)をけい用しなければならぬ」を「職員き章(第七号様式)をけい用するとともに、職員の証(第八号様式)を携帯しなければならない」に改める。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式



注 直径15ミリメートルの円形とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三(県税事務手当)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

第四条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定

するとともに、県税事務手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 四（感染症等防疫作業手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、感染症等防疫作業手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 六〇（福祉業務現業手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七 六〇（福祉業務現業手当）の一部を次のように改正する。

（支給額の決定）

第四条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、福祉業務現業手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合

庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 六三（精神保健業務手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七 六三（精神保健業務手当）の一部を次のように改正する。

（支給額の決定）

第三条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、精神保健業務手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 七〇（農薬散布作業手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七 七〇（農薬散布作業手当）の一部を次のように改正する。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、農薬散布作業手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたも

のとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 七一(種雄牛馬等取扱手当)の一部改正)

第六条 人事委員会規則七 七一(種雄牛馬等取扱手当)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、種雄牛馬等取扱手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、衛生検査手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部改正)

第八条 人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(支給額の決定)

第三条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、夜間看護手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

第四条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、狂犬病予防等作業手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 九七(病虫害防除手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 九七(病虫害防除手当)の一部を次のように改正する。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、病害虫防除手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部改正）

第十一条 人事委員会規則七 九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、家畜診療手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 一〇二（放射性物質取扱手当）の一部改正）

第十二条 人事委員会規則七 一〇二（放射性物質取扱手当）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（支給額の決定）

第六条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、放射性物質取扱手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部改正）

第十三条 人事委員会規則七 一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、用地買収交渉等手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の手続に關する事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 一一五（漁業取締手当）の一部改正）

第十四条 人事委員会規則七 一一五（漁業取締手当）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

（支給額の決定）

第三条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、漁業取締手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）

を利用して職員的人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、公害等調査手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員的人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一二〇(火災等災害調査手当)の一部改正)

第十六条 人事委員会規則七 一二〇(火災等災害調査手当)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(支給額の決定)

第四条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、火災等災害調査手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員的人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

のとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一二二(水中選別作業手当)の一部改正)

第十七条 人事委員会規則七 一二二(水中選別作業手当)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、水中選別作業手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員的人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一三五(実習指導手当)の一部改正)

第十八条 人事委員会規則七 一三五(実習指導手当)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、実習指導手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員的人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一三七(潜水作業手当)の一部改正)

第十九条 人事委員会規則七 一三七（潜水作業手当）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（支給額の決定）

第四条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、潜水作業手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

第五条並びに第一号様式及び第二号様式を削る。

（人事委員会規則七 一四八（農業者等育成業務手当）の一部改正）

第二十条 人事委員会規則七 一四八（農業者等育成業務手当）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（支給額の決定）

第六条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、農業者等育成業務手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 一五〇（航空手当）の一部改正）

第二十一条 人事委員会規則七 一五〇（航空手当）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、航空手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

別紙様式を削る。

（人事委員会規則七 一六二（管理職員特別勤務手当）の一部改正）

第二十二条 人事委員会規則七 一六二（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三条中「含む。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「作成し、」の下に「所要事項を記録し、」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定による所要事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

（人事委員会規則七 一七〇（災害心急作業等手当）の一部改正）

第二十三条 人事委員会規則七 一七〇（災害心急作業等手当）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（支給額の決定）

第四条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、災害心急作業等手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム（情報システム）（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の仕事、給与等に係る申請等の事務の処理を行う仕組みをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。

組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

(人事委員会規則七 一七八(冬期滑走路管理手当)の一部改正)

第二十四条 人事委員会規則七 一七八(冬期滑走路管理手当)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(支給額の決定)

第三条 任命権者は、手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、冬期滑走路管理手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合庶務システム(情報システム)(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。)を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みをいう。)に記録したときは、任命権者は、同項の規定による記録をしたものとみなす。
別紙様式を削る。

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。
別表知事の事務部局の項中

「本庁部次長」を

「本庁部次長

に、

県境再生対策室長」

「本庁室長(職務の級行政職給料表八級のものを)に限る。」を

「本庁室長(職務の級行政職給料表八級のものを(支給割合百分の二十のものを除く。)に限る。」に、

「本庁室長(支給割合百分の二十三及び百分の十八のものを除く。」を

「本庁室長(支給割合百分の二十三、百分の二十及び百分の十八のものを除く。」に改める。

「本庁室長(支給割合百分の二十三、百分の二十及び百分の十八のものを除く。」に改める。

「本庁室長(支給割合百分の二十三、百分の二十及び百分の十八のものを除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六七(管理職手当)の規定は、平成十八年六月二日から適用する。

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。
第十八条及び第十九条中「休暇簿に記入して」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附 則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭